令和８年第６回　朝倉市農業委員会　会議録

１．　令和８年６月１０日、１４時００分に朝倉市役所３階大会議室において、第６回農業委員会を招集した。

２．出席委員

【農業委員１６名】

１番　井上ながえ（欠席）	２番　師岡　昭德	３番　星野　洋子
４番　信國　政吉	５番　鳥巣　良彦（欠席）	６番　大坪　　茂
７番　大隅　高博	８番　田子森靜男	９番　空閑　正樹
１０番　森高　繁美	１１番　江藤　博文	１２番　水上　庸子
１３番（　欠　員　）	１４番　山内　一男	１５番　田中　敏朗
１６番　内田　英彦	１７番　畑　　和德	１８番　林　　新吾
１９番　樋口　博幸		

【農地利用最適化推進委員１２名】

２０番　唐川　富雄（欠席）	２１番　髙良　　悟	２２番　日野　孝紀
２３番　田邊由紀嗣	２４番　井上美津子	２５番　大内田豊年
２６番　安陪　廣重（欠席）	２７番　松岡　光夫	２８番　山﨑　德松（欠席）
２９番　小島　廣美	３０番　小林　繁隆（欠席）	３１番　鬼塚　清明（欠席）
３２番　岩下　　豊	３３番　熊谷　明美	３４番　篠原　新二（欠席）
３５番　平井　豊子	３６番　石井　仁美	３７番　森　　順仁（欠席）
３８番　矢野　一彦		

（※２１番・２４番・３３番・３８番は、代表推進委員。）

３．付議事項

・報告第　１号　　農地法第１８条の規定による合意解約通知について
・報告第　２号　　農地法第３条の規定による許可の取消申請について

・議案第　１号　　農用地利用集積等促進計画（利用権の設定）について
・議案第　２号　　農用地利用集積等促進計画（特例事業関係）について
・議案第　３号　　農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
・議案第　４号　　農地法第３条の規定による許可申請について
・議案第　５号　　農地転用計画変更申請について
・議案第　６号　　農地法第５条の規定による許可申請について

４．本会議の議長　　朝倉市農業委員会会長　　樋　口　博　幸

５．本会議の書記　　朝倉市農業委員会事務局　　大　山　豊　揚

６．本会議に出席した事務局職員

事務局長	中　村　敬一郎
事務吏員	渡　辺　　晃
事務吏員	佐　藤　祐　也

事務吏員　　岩　切　範　宏
農業振興課　　事務吏員　　森　田　誠　市
（　　開会　　１４時００分　　）

７．議　　事

議　長　　ただ今より、令和８年第６回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員１６名、農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）１２名であります。
会議規則第６条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
議事録署名人に１２番水上委員、１４番山内委員を指名いたします。よろしくお願いします。
それでは、１ページをお開きください。報告第１号「農地法第１８条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（佐藤）議案朗読をもって説明
３ページまで１１件ございます。以上、報告いたします。
議　長　　事務局の説明は終わりました。報告番号１番から１１番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて議席番号、名前をお願いします。
私から質問ですが、報告番号１０番と１１番ですが、これは北野の方が借りて耕作する予定の農地ですか。
１０番挙手
１０番　　（森高委員）北野の方かどうかは分かりませんが、そちら方面であったと思います。
議　長　　ここは何か整地していますよね。
１０番　　（森高委員）ハウスだと思います。このようなのは、推進機構が借り上げて通路として使ったり、そこのハウスのために借り上げたりしますが、この農地がどれなのかは分かりません。
議　長　　そのような理由で推進機構が借りるのだろうとは思いますが、面積が大きいし、今回、推進機構が返すようになっているから何故なのかと思いました。
１０番　　（森高委員）ハウスを建てるためには道が狭いため、農地を借り上げて通路を作る時など推進機構が借りているのではないと思います。
議　長　　分かりました。ほかに質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、以上で報告第１号を終わります。
４ページをお開きください。
報告第２号「農地法第３条の規定による許可の取消申請について」事務局の説明を求めます。
事務局　　（佐藤）議案朗読をもって説明
議　長　　事務局の説明は終わりました。報告第２号について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、以上で報告第２号を終わります。
５ページをお開きください。
次に、議案第１号「農用地利用集積等促進計画（利用権の設定）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（佐藤）議案朗読をもって説明

議　長　　事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。
　　農業振興課挙手
議　長　　農豪振興課。
農業振興課　　（森田）６ページをお開きください。こちらは期間別の件数になっています。短いもので２年、長いもので１８年です。一番多いのは５年間、次に１０年間となっています。全部で６３，５７８．３５㎡となっています。以上で説明を終わります。
議　長　　農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
　　（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、議案第１号は承認とし、市長へ通知いたします。
　　７ページをお開きください。
　　次に、議案第２号「農地利用集積等促進計画（特例事業関係）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
　　事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（岩切）議案朗読をもって説明
議　長　　事務局の説明は終わりました。
　　審議番号１番から４番については、推進機構への売り渡し及び買い入れとなります。以上、審議番号１番から４番の案件につきましては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第１９条に基づく各要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。
議　長　　事務局の説明は終わりました。審議番号１番から４番について、質問や意見はありませんか。
　　（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号１番から４番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、議案第２号は承認とし、市長へ通知いたします。
　　９ページをお開きください。
　　次に、議案第３号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、審議番号１番についても続けて説明をお願いします。
　　事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（岩切）議案朗読をもって説明
　　審議番号１番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。
議　長　　事務局の説明は終わりました。それでは審議番号１番について、担当地区委員の８番田子森委員、２０番唐川委員を指名いたします。
　　審議番号１番について、質問や意見はありませんか。
　　（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号１番について、賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、議案第３号は可決されました。
　　１０ページをお開きください。
　　次に、議案第４号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。
　　事務局挙手
議　長　　事務局。

事務局　（佐藤）議案朗読をもって説明。
ご審議方よろしくお願いします。
議　長　それでは、審議番号１番について、担当委員の説明を求めます。１６番内田委員。
１６番挙手
議　長　１６番内田委員。
１６番　（内田委員）審議番号１番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については記載のとおりです。契約は売買です。この農地は譲受人宅の近くにあり、娘さんと一緒に作りたいそうです。譲渡人は高齢のため離農するとのことです。
農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
審議番号１番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号１番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号１番は許可といたします。
次に、審議番号２番について、担当委員の説明を求めます。７番大隅委員。
７番挙手
議　長　７番大隅委員。
７番　（大隅委員）審議番号２番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲受人は新規就農で譲渡人は規模縮小です。譲渡人は病院に入っていて管理ができないということです。隣である譲受人が野菜を作るということで売買に至ったそうです。譲受人は現在自分の畑でも耕作されており、申請地でも野菜を作るということで特に問題はないと思います。農地法第３条第２項には該当しません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。審議番号２番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号２番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号２番は許可といたします。
次に審議番号３番について担当委員の説明を求めます。７番大隅委員。
７番挙手
議　長　７番大隅委員。
７番　（大隅委員）審議番号３番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は、売買です。譲受人は規模拡大、譲渡人は規模縮小です。譲渡人は、病院に入っており、息子さんは勤め人であるため管理ができないので、譲受人が耕作するそうです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。審議番号３番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号３番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号３番は許可といたします。
１１ページをお開きください。
次に審議番号４番について担当委員の説明を求めます。９番空閑委員。
９番挙手

議　長　　９番空閑委員。
９番　　（空閑委員）審議番号４番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲渡人が規模縮小、譲受人が規模拡大を行うものです。譲受人は、外国籍の方ですが、２０年以上朝倉市で耕作しており、日本語も流暢であり、いちごの栽培を考えてあり、特に問題ないと思います。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　　担当委員の説明は終わりました。
審議番号４番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号４番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号４番は許可といたします。
次の審議番号５番と６番については、私が担当委員になっていますので、議長を林副会長と交代します。
副会長　　議長を交代しました。
次に、審議番号５番について、担当委員の説明を求めます。１９番樋口委員。
１９番挙手
副会長　　１９番樋口委員。
１９番　　（樋口委員）審議番号５番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。この土地は譲受人が耕作しているとなりにあります。譲渡人から相談があり、譲受人が応じたものであります。農地法第３条第２項に該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
副会長　　担当委員の説明は終わりました。審議番号５番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
副会長　　なければ、審議番号５番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
副会長　　賛成多数と認め、審議番号５番は許可といたします。
次に、審議番号６番について、担当委員の説明を求めます。１９番樋口委員。
１９番挙手
副会長　　１９番樋口委員。
１９番　　（樋口委員）審議番号６番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲受人は先々月の４月に新規就農で２０ａほど農地を取得された方です。その隣にある農地を規模拡大で購入されるものです。譲渡人は規模縮小です。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
副会長　　担当委員の説明は終わりました。
審議番号６番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
副会長　　なければ、審議番号６番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
副会長　　賛成多数と認め、審議番号６番は許可といたします。
ここで議長を樋口会長と交代します。
議　長　　議長を交代しました。
次に審議番号７番について、担当委員の説明を求めます。１５番田中委員。
１５番挙手
議　長　　１５番田中委員。

１５番　（田中委員）審議番号７番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲受人は、譲渡人と同じ集落で現在果樹園をしてあります。譲渡人は体調がよくなく、農業従事が困難な状態となっており、売買になったそうです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。
２５番挙手

議　長　２５番大内田委員。

２５番　（大内田委員）譲渡人は、数年前から体調を崩し、現在も療養中です。ここは柿園でしたが、昨年伐採して何も植えられていませんが、今回の譲受人が道を挟んで柿園を所有しており、今回の契約となったところです。

議　長　審議番号７番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号７番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、審議番号７番は許可といたします。
次に、審議番号８番について、担当委員の説明を求めます。１１番江藤委員。
１１番挙手

１１番　（江藤委員）審議番号８番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲渡人２名ともに高齢で後継者の育成も困難であることから、譲受人に購入を依頼したものです。譲受人は自宅に近いということもあり、自家野菜を作るそうで特に問題はないと思います。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。

２３番　（田邊委員）ありません。

議　長　審議番号８番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号８番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、審議番号８番は許可といたします。
次に、審議番号９番について、担当委員の説明を求めます。１０番森高委員。
１０番挙手

１０番　（森高委員）審議番号９番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。譲受人は規模拡大、譲渡人は一度も農業をしたことが無く維持管理が不可能です。譲渡人の親が亡くなっており、相続したが耕作できないので手放すことになったようです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。

３６番　（石井委員）ありません。

議　長　審議番号９番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号９番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　　賛成多数と認め、審議番号９番は許可といたします。
次に、審議番号１０番について、担当委員の説明を求めます。１７番畑委員。
１７番挙手
議　長　　１７番畑委員。
１７番　　（畑委員）審議番号１０番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。譲受人は譲渡人と幼馴染で元々地元の方であります。譲渡人の父がご存命のときに譲受人に貸しており、野菜を作っていたということです。お父様が亡くなられたため贈与で受け渡したいそうです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　　担当委員の説明は終わりました。
推進委員より補足説明はありませんか。
２２番　　（日野委員）ありません。
議　長　　審議番号１０番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号１０番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号１０番は許可といたします。

ここで議事の進行上、暫時休憩といたします。
１４時４５分まで休憩します。

１４時３１分休憩
１５時００分再開

議　長　　それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。
１３ページをお開きください。
次に議案第５号「農地転用計画変更申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
審議番号１番についても続けて説明をお願いします。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（渡辺）議案朗読をもって説明。計画の変更箇所は、当初賃借権設定で許可を得ていましたが、所有権移転による転用許可を得るためのものです。それ以外の箇所は変更ありません。
議　長　　担当委員の説明は終わりました。
審議番号１番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号１番は承認といたします。
１４ページをお開きください。
次に議案第６号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議　長　　事務局。
事務局　　（渡辺）議案朗読をもって説明。
議　長　　事務局の説明は終わりました。審議番号１番について、担当委員の説明を求めます。４番信

國委員。
４番挙手
議　長　４番信國委員。
４番　（信國委員）審議番号１番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。申請土地は、以前遊休農地になっていましたが、譲受人が事務所及び露天駐車場を整備するため売買に至ったものです。転用の理由は、九州エリアの拠点として、事務所及び露天駐車場を整備するものです。地上げはしないでそのまま使い、事務所はプレハブで、駐車場を整備しようするそうです。農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当します。
議　長　事務所にはトイレはないのですか。
４番　（信國委員）道を挟んだ反対側に工場があり、申請地にはプレハブの事務所しか置かないと聞いています。
議　長　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
３５番挙手
議　長　３５番平井委員。
３５番　（平井委員）この辺りには下水道は通っていません。
議　長　審議番号１番について、質問や意見はありませんか。
事務局挙手
議　長　事務局。
事務局　（渡辺）補足説明します。土地利用計画図ではトイレを２つ設置するようになっています。排水は合併浄化槽を設置し、雨水桝を経由して南側の既存水路に流す計画になっています。
議　長　ほかに質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号１番は承認といたします。
次に審議番号２番について、担当委員の説明を求めます。４番信國委員。
４番挙手
議　長　４番信國委員。
４番　（信國委員）審議番号２番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。この申請土地もしばらくは遊休農地で活用ができていませんでした。譲受人が露天駐車場及び露天資材置場として転用したいという話があっています。ここは遺跡がでたということで地上げはしないまま使用するということです。雨水は横の用水路に流すそうです。農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当します。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
３５番　（平井委員）申請土地は３筆あります。遺跡が出たということで、掘り出せる状態でということで駐車場と資材置場となっています。
議　長　審議番号２番について、質問や意見はありませんか。
駐車場は砂利敷きにするのですか。
４番　（信國委員）掘り出せる状態でということでそのまま砂利敷きで使うそうです。
議　長　べちゃべちゃで使えないのではないですか。転圧などしないと難しいのではないですか。
ほかに質問や意見はないですか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号２番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号２番は承認といたします。
次に審議番号３番について、担当委員の説明を求めます。４番信國委員。
４番挙手
議　長　４番信國委員。
４番　（信國委員）審議番号３番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は当初賃貸借でしたが売買です。４月に蓄電池設備を目的とした転用申請していましたが賃貸借だったものを売買とするものです。農地法の運用は１０ｈａ以上の一団の農地の一体開発に該当します。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
２１番　（高良委員）ありません。
議　長　審議番号３番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号３番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号３番は承認といたします。
１５ページをお開きください。
次に審議番号４番について、担当委員の説明を求めます。７番大隅委員。
７番挙手
議　長　７番大隅委員。
７番　（大隅委員）審議番号４番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。転用の目的は蓄電池設備で転用の理由は蓄電池設備を整備し、収入を得るものです。以前の農業委員が他地区の蓄電池設備を調査されて問題ないようだと言われてあります。農地法の運用については、用途地域が定められている農地に該当します。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。
審議番号４番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号４番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　賛成の挙手
議　長　賛成多数と認め、審議番号４番は承認といたします。
次に審議番号５番について、担当委員の説明を求めます。７番大隅委員。
７番挙手
議　長　７番大隅委員。
７番　（大隅委員）審議番号５番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。転用の目的は宅地分譲４区画です。転用の理由は、申請地周辺は住環境もよく、需要が見込まれるため宅地分譲を行うものです。４区画の中に通路を作り、両端にＵ字溝を設置し、道路のＵ字溝に接続するそうです。第一種低層住宅専用地域に該当し、農地法の運用については、農用地区域内にある農地の一時転用に該当します。下水道も通っていますので問題ないと思います。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
２７番　（松岡委員）ありません。
審議番号５番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　なければ、審議番号５番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、審議番号５番は承認といたします。
次に審議番号６番に入りますが、審議番号６番は、譲受人について、農業委員会等に関する法律第３１条第１項に該当し、１４番山内委員が関係しますので、審議が終わるまで１４番山内委員は退室をお願いします。
（　１４番　山内委員　退室　）

議　長　次に審議番号６番について、担当推進委員の説明を求めます。２９番小島委員。
２９番挙手

議　長　２９番小島委員。

２９番　（小島委員）審議番号６番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は使用貸借です。転用の目的は黒土仮置き場の一時転用です。転用の目的は、花苗の培土として使用する黒土を確保・備蓄するため、仮置き場として使用するものです。一時転用期間は、令和８年７月１日から３年間です。元々譲受人が現在まで管理をされてある農地です。圃場の前に排水路を掘って、既存の排水路に雨水は流すそうです。土の高さは、１．５ｍくらいにとどめたいとのことですので、問題ないと思います。農地法の運用については、農用地区域内にある農地の一時転用に該当します。

議　長　担当推進委員の説明は終わりました。
審議番号６番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号６番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　賛成多数と認め、審議番号６番は承認といたします。
審議が終わりましたので、１４番山内委員の入室をお願いします。
（　１４番　山内委員　入室　）

議　長　次に審議番号７番について、担当委員の説明を求めます。１５番田中委員。
１５番挙手

議　長　１５番田中委員。

１５番　（田中委員）審議番号７番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は使用貸借です。転用の目的及び理由は、道路災害復旧工事のため、一時的に工事現場事務所を設置し、併せて露天駐車場として使用するものです。一時転用期間は令和８年４月６日から令和８年１２月２５日までです。農地法の運用は、農用地区域内にある農地の一時転用に該当します。ご審議方よろしくお願いします。

議　長　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

２５番　（大内田委員）ありません。

議　長　審議番号７番について、質問や意見はありませんか。
事務局挙手

議　長　事務局。

事務局　（渡辺）一時転用期間の令和８年４月６日からというのは、公共事業に関する一時利用というのが福岡県内で運用されていると聞いています。公共事業に関する一時利用というのが農業委員会への届出で３ヶ月まで利用できるものです。７月５日までは届出でよいが、それ以上かかるということで転用の許可をとっているものであります。

議　長　ほかに審議番号７番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議　長　なければ、審議番号７番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員　賛成の挙手

議　長　　賛成多数と認め、審議番号７番は承認といたします。
次に審議番号８番について、担当委員の説明を求めます。３番星野委員。
３番挙手
議　長　　３番星野委員。
３番　　（星野委員）審議番号８番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。譲受人は３年ほど前に家を建てられたそうです。家と水路の間に少しの農地７５㎡があり、既存敷地の法面の一部であるため、敷地拡張により整理するものです。特に問題ないと思います。農地法の運用については、１０ｈａ以上の一団の農地の敷地拡張に該当します。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　　担当委員の説明は終わりました。担当委員及び推進委員より補足説明はありませんか。
３２番挙手
議　長　　３２番岩下委員。
３２番　　（岩下委員）自己用住宅に転用されたときは、分筆されて購入されていたので問題ないと思います。
議　長　　審議番号８番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号８番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号８番は承認といたします。
次に審議番号９番について、担当委員の説明を求めます。２番師岡委員。
２番挙手
議　長　　２番師岡委員。
２番　　（師岡委員）審議番号９番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲受人は譲受人の実家の農道を挟んだ東側に申請土地があり、借家暮らしで実家の親とネギ栽培を行っていますが、借家が手狭となり、また今まで以上に農業に専念したいということでここに自己用住宅を建てることを決意したそうです。申請土地は、８０ｃｍ地上げを行い、コンクリートブロックで擁壁を設置するそうです。雨水排水は、道路側溝に、雑排水は下水道に接続するそうです。農地法の運用は、１０ｈａ以上の一団の農地の集落接続に該当します。ご審議方よろしくお願いします。
議　長　　担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
３８番　　（矢野委員）ありません。
議　長　　審議番号９番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議　長　　なければ、審議番号９番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員　　賛成の挙手
議　長　　賛成多数と認め、審議番号９番は承認といたします。
以上をもちまして、全ての議案等の審議が終了いたしました。

（会議終了時刻　１５時２６分　）